



# 山形県公報

平成29年9月5日(火)  
第2875号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……891
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……892
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……893
- 同……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……894
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………(同) ……895
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局) ……896
- 同……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………897

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……901

## 告 示

### 山形県告示第619号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|---------------------------|---------------------|-------------|
| 医療法人社団明山会山形ロイヤル訪問看護ステーション | 東根市大森二丁目3番6号        | 平成29. 2. 21 |

|                      |                        |   |      |
|----------------------|------------------------|---|------|
| あかねヶ丘高橋レディースクリニック    | 山形市久保田二丁目16番19号        | 同 | 4. 1 |
| みどり調剤薬局南原町店          | 山形市南原町二丁目7番48号         | 同 | 5. 1 |
| 医療法人社団目黒クリニック循環器科・内科 | 天童市糠塚一丁目4番1号           | 同 |      |
| いわぬま歯科クリニック          | 山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル8F   | 同 | 6. 1 |
| 訪問看護リハビリステーション敬寿園    | 山形市南原町三丁目16番1号 佐藤ビル102 | 同 | 6.27 |
| 訪問看護ステーション とるて       | 鶴岡市大西町5番28号            | 同 | 6.28 |
| かわにし調剤薬局             | 東置賜郡川西町大字上小松915番地5     | 同 | 8. 1 |

#### 山形県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日       |
|----------------|--------------------|-------------|
| みどり調剤薬局南原町店    | 山形市南原町二丁目7番48号     | 平成29. 4. 30 |
| 目黒クリニック 循環器科内科 | 天童市糠塚一丁目4番1号       | 同           |
| 川西調剤薬局         | 東置賜郡川西町大字上小松915番地5 | 同 7. 31     |

#### 山形県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日       |
|-----------|--------------------------|---------------|-------------|
| さふらん山形店   | 特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 山形市双葉町二丁目3番3号 | 平成29. 6. 27 |

## 山形県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ケアプランセンター コーデE  
鶴岡市昭和町7番16号
- 2 届出の内容

| 指定介護機関の所在地 |             | 変更年月日      |
|------------|-------------|------------|
| 変更前        | 変更後         |            |
| 鶴岡市苗津町3番3号 | 鶴岡市昭和町7番16号 | 平成25. 9. 1 |

## 山形県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ヘルパーセンター アライブ  
鶴岡市大東町3番17号
- (2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称     |               | 変更年月日       |
|---------------|---------------|-------------|
| 変更前           | 変更後           |             |
| ヘルパーセンター コーデE | ヘルパーセンター アライブ | 平成27. 7. 29 |

| 指定介護機関の所在地 |             | 変更年月日      |
|------------|-------------|------------|
| 変更前        | 変更後         |            |
| 鶴岡市苗津町3番3号 | 鶴岡市大東町3番17号 | 平成27. 9. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ケアプランセンター アライブ  
鶴岡市昭和町7番16号

## (2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称      |                | 変更年月日       |
|----------------|----------------|-------------|
| 変 更 前          | 変 更 後          |             |
| ケアプランセンター コーデE | ケアプランセンター アライブ | 平成27. 8. 10 |

## 山形県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地         | 廃止年月日        |
|----------------|--------------------------------|--------------------|--------------|
| 南小畑デイサービスセンター  | 介護予防通所介護                       | 天童市南小畑四丁目9番18号     | 平成28. 10. 31 |
| さわやか塾 けやきの森    | 介護予防通所介護                       | 山形市大字漆山字念仏段1903番地1 | 同 12. 1      |
| なごみの里指定訪問介護事業所 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護               | 山形市吉原三丁目10番8号      | 平成29. 3. 31  |
| 協立デイサービスふたば    | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 鶴岡市双葉町13番45号       | 同            |
| 多機能 明日葉        | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 酒田市駅東二丁目3番地の6      | 同 4. 30      |
| デイサービス明日葉      | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 酒田市駅東二丁目3番地の6      | 同            |

## 山形県告示第625号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称 | 施 術 所 の 所 在 地             | 指定年月日       |
|-----------|-------------|---------------------------|-------------|
| 松 村 良 昭   | 株式会社フレアス    | 山形市東山形一丁目2番38号 カーサズキ103号室 | 平成28. 10. 1 |
| 田 林 知 明   | こころ整骨・接骨院   | 鶴岡市みどり町30番27号             | 平成29. 6. 22 |
| 柿 崎 秀 文   | 株式会社フレアス    | 山形市東山形一丁目2番38号 カーサズキ103号室 | 同 7. 3      |

## 山形県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称    | 施 術 所 の 所 在 地                | 廃止年月日       |
|-----------|----------------|------------------------------|-------------|
| 奥 山 恵     | らいふマッサージ治療院山形店 | 山形市江俣四丁目3番13号                | 平成29. 6. 30 |
|           | らいふマッサージ治療院天童店 | 天童市柏木町一丁目5番18号 コーポシャルマンA-102 |             |

## 山形県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
舟形町土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日  
平成29年8月28日

## 山形県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所            |
|----------|-------|----------------|
| 理 事      | 石 川 秀 | 鶴岡市小中島字猫作92番地3 |

## 山形県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成29年8月24日

**山形県告示第630号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                   |                                             | 売りさばき所の所在地      | 承認年月日       |
|--------------------------|---------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 変 更 前                    | 変 更 後                                       |                 |             |
| 行政書士酒田協同組合<br>代表理事 阿蘇 茂雄 | 山形県行政書士会酒田支部<br>酒田地区車庫証明申請センター<br>理事長 佐藤 六郎 | 酒田市上安町一丁目11番地の7 | 平成29. 8. 28 |

**山形県告示第631号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

平成29年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 |        | 売りさばき所の所在地        | 承認年月日       |
|--------|--------|-------------------|-------------|
| 変 更 前  | 変 更 後  |                   |             |
| 広川 ふみ  | 広川 とし子 | 西置賜郡白鷹町大字下山367番地3 | 平成29. 8. 28 |

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第67号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年9月5日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日          |
|-----------|--------|----------|-----------------|----------------|
| 坂本まさえ後援会  | 三浦 澄 雄 | 阿部 皇 治   | 鶴岡市稲生二丁目33番47号  | 平成<br>29. 7. 5 |
| 長谷川つよし後援会 | 志賀 正 雄 | 村山 淳 一   | 鶴岡市日枝字坂本43番10号  | 同              |
| 山田まもる後援会  | 笹山 一 夫 | 酒井 政 二   | 鶴岡市宝田一丁目9番1-31号 | 同              |
| 矢萩浩次後援会   | 矢萩 浩 次 | 板垣 勇 一   | 村山市名取97-4       | 同<br>7. 25     |

**山形県選挙管理委員会告示第68号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年9月5日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 異動事項    | 内 容        |          | 異動年月日          |
|-------------------|--------|---------|------------|----------|----------------|
|                   |        |         | 新          | 旧        |                |
| 池田ひろお後援会          | 澁谷正己   | 代表者の氏名  | 澁谷正己       | 東海林宣一    | 平成<br>29. 4. 1 |
| 犬飼つかさを育てる会        | 犬飼久弥   | 政治団体の名称 | 犬飼つかさを育てる会 | 犬飼司を育てる会 | 同<br>5. 14     |
| 日本薬業政治連盟<br>山形県支部 | 菅原清    | 代表者の氏名  | 菅原清        | 阿部真治     | 同<br>7. 1      |

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年9月5日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成29年8月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 37,980,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年7月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年7月及び同年8月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年9月5日

山形県監査委員 伊藤重成  
山形県監査委員 鈴木孝夫  
山形県監査委員 武田一夫  
山形県監査委員 加藤香

**第1 監査実施状況**

監査は、監査対象機関20箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関        | 実施年月日      | 担当監査委員 |      |
|---------------|------------|--------|------|
| 最上総合支庁総務企画部   | 平成29年7月18日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 平成29年7月18日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 最上総合支庁産業経済部   | 平成29年7月18日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 最上総合支庁建設部     | 平成29年7月18日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 置賜電気水道事務所     | 平成29年7月19日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 置賜総合支庁総務企画部   | 平成29年7月19日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 平成29年7月19日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 置賜総合支庁産業経済部   | 平成29年7月19日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 置賜総合支庁建設部     | 平成29年7月19日 | 伊藤委員   | 加藤委員 |
| 中央病院          | 平成29年8月1日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| がん・生活習慣病センター  | 平成29年8月1日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 救命救急センター      | 平成29年8月1日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 村山総合支庁総務企画部   | 平成29年8月1日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 平成29年8月1日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 村山総合支庁産業経済部   | 平成29年8月1日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 村山総合支庁建設部     | 平成29年8月1日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 庄内総合支庁総務企画部   | 平成29年8月8日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 平成29年8月8日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 平成29年8月8日  | 鈴木委員   | 武田委員 |
| 庄内総合支庁建設部     | 平成29年8月8日  | 鈴木委員   | 武田委員 |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 最上総合支庁産業経済部

- (イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)



a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査確認をした日から2箇月を超えてしていないもの 3件 合計 59,881円

主な事例は以下のとおり

育苗ポット及び白黒マルチの購入

検査日 平成29年1月10日

請求書受理日 平成29年3月3日

支払日 平成29年3月17日

支払額 44,300円

(b) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

(a) 査定通知から交付決定及び額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 8件

森林施業支援事業費補助金の一部

査定決定通知日 平成28年11月30日

交付決定 平成29年3月7日ほか7件

(b) 査定通知から交付決定及び額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 2件

森林施業支援事業費補助金の一部

査定決定通知日 平成28年12月9日

交付決定 平成29年3月7日ほか1件

ロ 置賜総合支庁産業経済部

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて支払をしておらず、かつ、契約保証金の還付手続が遅延したもの 1件

1階事務室エアコン設備更新工事

請求書受理日 平成28年12月22日

支払期限 平成29年1月30日

支払日 平成29年5月16日

支払額 1,998,000円

同工事に係る契約保証金

請求書受理日 平成28年12月22日

払出日 平成29年5月16日

払出額 199,800円

ハ 村山総合支庁建設部

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 2件 合計 10,524円

主な事例は以下のとおり

書籍の購入

請求書受理日 平成28年6月17日

支払期限 平成28年7月1日

支払日 平成28年12月2日

支払額 5,584円

b 支払期限内に支払をしていないもの 50件 合計 1,436,579円

主な事例は以下のとおり

ガソリンの購入

請求書受理日 平成28年11月1日

支払期限 平成28年11月30日

支払日 平成28年12月2日

支払額 227,532円

(ロ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

プレートコンパクターの購入

完了検査日 平成28年6月28日

請求書受理日 平成28年12月6日

支払日 平成28年12月9日

支払額 49,800円

- (ハ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 県費で支出すべき物品の代金を、職員が私費により支払ったもの 3件 合計 2,328円

主な事例は以下のとおり

書籍の購入

支払額 776円

- (ニ) 契約事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 電力供給に係る手続を遅延し、電気料金を一時的に第三者に負担させたもの 1件

県道の道路照明灯に係る電気料金

電力供給に係る手続を行うべき日 平成28年7月8日

電力供給に係る手続を行った日 平成28年12月8日

第三者に負担させた電気料金 9,413円

## ニ 庄内総合支庁保健福祉環境部

- (イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 2件 合計 1,127,672円

主な事例は以下のとおり

山形県庄内北部地域生活困窮者就労準備支援事業業務委託

請求書受理日 平成28年10月6日

支払期限 平成28年10月20日

支払日 平成29年3月22日

支払額 902,140円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計 1,577,820円

主な事例は以下のとおり

山形県庄内北部地域生活困窮者就労準備支援事業業務委託

請求書受理日 平成28年12月22日

支払期限 平成29年1月11日

支払日 平成29年3月22日

支払額 1,262,252円

## ホ 庄内総合支庁建設部

- (イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

- a 契約保証金の還付手続について、未請求を理由に履行を確認した日から4箇月を超えて遅延しているもの 1件

平成24年度震災等緊急雇用対応事業（道路点検改善事業費）（主）鶴岡羽黒線外道路点検改善業務委託に係る契約保証金

契約保証金の額 703,500円

履行確認日 平成25年3月15日

還付請求日 平成28年7月4日

還付日 平成28年7月6日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(村山総合支庁建設部)

ロ 支 出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(中央病院)

(ロ) 支払事務の遅延等により、延滞金、遅収加算金等を発生させたものがある。(村山総合支庁建設部)

(ハ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(最上総合支庁産業経済部、置賜総合支庁総務企画部)

(ニ) 諸手当及び旅費の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のものがある。(置賜総合支庁総務企画部、置賜総合支庁建設部)

(ホ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(村山総合支庁産業経済部)

ハ 契 約

(イ) 別発注とすべきものを、契約変更で対応しているものがある。(庄内総合支庁建設部)

(ロ) 予定価格又は最低制限価格の設定を誤り、落札決定の取消し及び再入札又は契約の取消しを行ったものがある。(村山総合支庁産業経済部、村山総合支庁建設部)

(ハ) 契約金額の変更に係る契約保証金の変更手続が行われていないものがある。(置賜総合支庁産業経済部)

(ニ) 請書が必要な契約において、請書を提出させていないものがある。(庄内総合支庁産業経済部)

ニ 補 助 金

(イ) 交付申請から交付決定日まで及び実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のものがある。(村山総合支庁建設部)

(ロ) 補助金の変更交付申請書の提出がないにもかかわらず、変更交付決定を行っているものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)

ホ 財 産

(イ) 備品台帳への登録を行わず、長期間利用されずに放置されていたものがある。(庄内総合支庁建設部)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成28年6月3日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成29年8月9日付けで山形県知事から通知があった。

平成29年9月5日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 |   | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   | 香 |

| 所 管 課<br>(対象公社等)           | 監 査 結 果                                                                                                   | 措 置 の 内 容                                                  |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 管理課<br>(公益財団法人山形県建設技術センター) | (役員報酬の遡及適用)<br>役員報酬に関する規程の一部改正決議により、遡及的に決議事項の効力を適用させる場合には、遡及する旨を評議員会若しくは理事会の議事録への記載、必要に応じた規定化などの対応が必要である。 | 平成29年3月21日開催の理事会において、「役員及び評議員の報酬等の額の改定を遡及適用する場合の取扱い」を制定した。 |

|                                    |                                                                                                                     |                                                                                                                                                 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>管理課<br/>(公益財団法人山形県建設技術センター)</p> | <p>(旅費交通費の過大計上)<br/>役員に対して支給された宿泊料に、規程の適用誤りにより、過大に支給されたものがあった。誤りを速やかに補正するとともに、今後旅費計算が正しく行われるようにチェック体制の強化が必要である。</p> | <p>宿泊料の過払分については速やかに返納手続きを行い、平成27年12月4日に納付された。<br/>また、再発防止策として、担当者用の旅費事務マニュアルへ宿泊料区分の適用範囲を追記して詳細化するとともに、支出審査者用のチェックマニュアルを新たに作成し、審査事務の機能を強化した。</p> |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|